

七本木池公園 公募設置等指針



令和7年7月
半田市
(令和7年7月10日修正)

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

七本木池公園は、半田市北部にある七本木池の自然を活かし、平成 27 年に整備された公園です。池の周囲に、1,650mの散策路を整備し、池の中央には、水位変動に合わせて上下する浮棧橋があります。また、西側に芝生広場と健康遊具エリア、東側には隣接する平地公園に子供向けの遊具エリアがあり、親子連れや、ウォーキングやランニング利用者が多く利用しています。

その一方で、駐車場の台数が少なく、駐車場不足が課題となっています。また、日陰や休憩施設が少ないことも課題であり、ウォーキング等の利用者からのニーズもあります。

七本木池公園は、半田市都市計画マスタープランにおいて、健康・スポーツゾーンとして位置付けており、健康増進、憩いの場として、より多くの市民に利用していただき、親しまれるよう公園の再整備に取り組んでいます。

そこで、七本木池公園の特徴を活かした再整備や、課題に対応するため、『公募設置管理制度』いわゆる Park-PFI を導入し、民間の資金と創意工夫を取り入れることにより、更なる賑わいを形成し、公園の利活用の促進を推進することを目的とします。

(2) 七本木池公園の周辺の状況

半田市は、名古屋市の南、中部国際空港の東にあり、知多半島の中央部東側に位置しています。古くから海運業、醸造業などで栄え、知多地域の政治・経済・文化の中心都市として発展してきました。

市内を縦断するように J R 武豊線（4 駅）、名鉄河和線（5 駅）の鉄道が 2 路線、知多半島道路の I C が 2 か所、設置されており、名古屋市や周辺地域からのアクセスにも優れています。



図1 半田市へのアクセス

七本木池公園は市の北部に位置しています。公園の西側は一般県道 半田東浦線（（都）大府半田線）、南側は一般県道 南粕谷半田線（（都）高根線）と接しています。公園から東へ約 1 km の位置には、J R 武豊線 亀崎駅があります。

七本木池公園の周囲の土地利用については、西側県道沿いに店舗等が立地していますが、それ以外は閑静な住宅街となっています。

七本木池公園の周囲には、複数の教育施設が立地しています。公園から半径 1 km 圏内には、小学校が 5 校（有脇小学校、亀崎小学校、横川小学校、乙川東小学校、乙川小学校）、中学校が 2 校

(亀崎中学校、乙川中学校)、高校が1校(半田東高等学校)、大学が1校(日本福祉大学 半田キャンパス)あります。

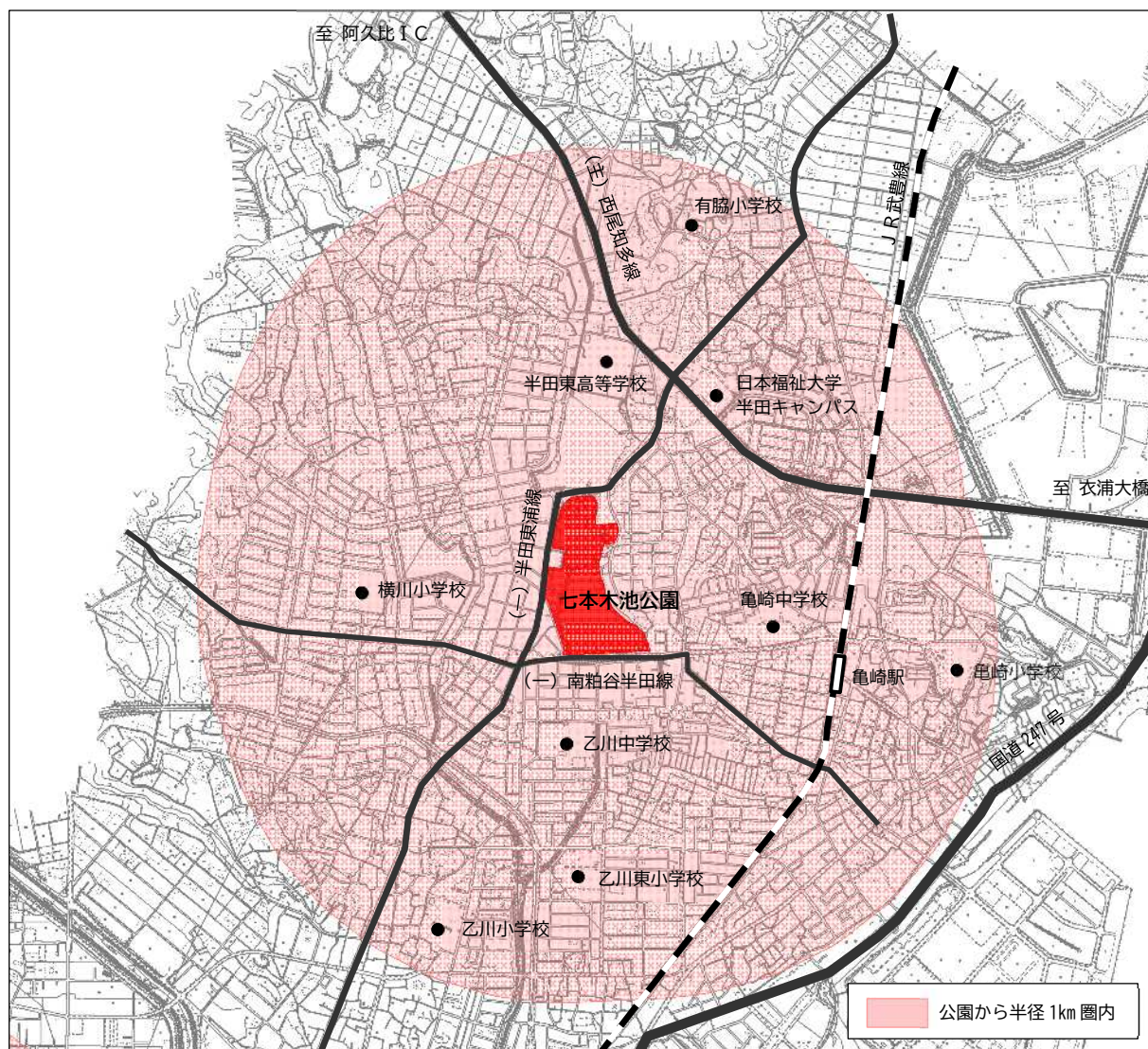


図2 七本木池公園から半径1km 圏内の主な施設

表1 主な道路の交通量

	昼間 12 時間交通量 (上下計)	24 時間交通量 (上下計)
一般県道 半田東浦線	11,978 台	15,571 台
一般県道 南粕谷半田線	3,748 台	4,685 台
主要地方道 西尾知多線	19,595 台	27,787 台

(出典：令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 国土交通省)

表2 亀崎駅の利用状況

	乗降客数	列車本数
J R 武豊線 亀崎駅	4,724 人/日	(名古屋方面) 35 本/日 (武豊方面) 33 本/日

(出典：マップあいち等)

(3) 七本木池公園の概要

七本木池公園および隣接する平地公園の面積、土地利用規制等、主な概要は以下のとおりです。

ア 七本木池公園に関する基本情報



表3 七本木池公園の基本情報

公園名称	七本木池公園		
公園所在地	愛知県半田市一本木町三丁目 107 番		
公園種別	地区公園	供用開始年	平成 27 年
都市公園供用面積	12.1ha（予定）（うち池面積 8.4ha）		
池面積	8.4ha（農業用水利用あり）		
主な公園施設	健康遊具 6 基（表 7） 芝生広場 約 3,000 m ² 、浮棧橋 散策路 一周約 1,650m トイレ（七本木池公園）男子：小 1、大 1 女子：大 2 多目的：大 1 東 屋（七本木池公園）2 基		
インフラ	公共下水道：あり、給水管：あり、電気：あり、 都市ガス：市道内埋設あり（図 3 参照） ※詳細は各事業者に確認してください。		
駐車場	69 台（西側 62 台、東側 7 台）		
年間来園者数	約 88,000 人（出典：KDDI Location Analyzer）		

表4 七本木池公園の土地利用規制

用途地域	市街化区域（第一種低層住居専用地域） ※特別用途地区の指定予定あり		
建ぺい率	2%（都市公園法第 4 条第 1 項に基づく建ぺい率。公募対象公園施設については条例により 10%上乗せ可能。）		
容積率	100%	高さ制限	10m
防火地域	防火指定なし（建築基準法第 22 条区域）		
都市計画施設	知多都市計画公園 4・5・3 号 七本木池公園 面積 12.1ha（予定）		
砂防地域	指定なし		
景観法	半田市ふるさと景観条例（くらし風景地域）		

表5 既存建築物一覧

No.	建物用途	構造種別	建築年	建築面積
①	東屋（浮棧橋西）	鉄骨造	平成 27 年	1.95
②	東屋（芝生広場）	木造	令和 7 年	8.03
③	公衆便所（女子・多目的）	鉄筋コンクリート造	平成 27 年	11.03
④	公衆便所（男子）	鉄筋コンクリート造	平成 27 年	5.36
⑤	倉庫 A（管理用具）	鉄骨造	平成 28 年	2.61
⑥	倉庫 B（管理用具）	鉄骨造	令和 7 年	9.46
⑦	倉庫 C（自治区倉庫）	鉄骨造	平成 31 年	2.46
⑧	倉庫 D（自治区倉庫）	鉄骨造	平成 31 年	4.71
	既設建築物面積 計			45.61

表6 健康遊具

No.	施設名	設置年
1	2連鉄棒	平成27年
2	かたかたパネル	平成27年
3	のびのびポール	平成27年
4	上半身ひねり	平成27年
5	ふっきん	平成27年
6	健康快道	平成27年

イ 平地公園に関する基本情報



図4 平地公園 平面図

表7 既存建築物一覧 (平地公園)

No.	建物用途	構造種別	建築年	建築面積
①	東屋	鉄骨造	平成27年	5.29
②	公衆便所 (男女兼用)	鉄筋コンクリート造	平成27年	1.80

表8 遊具

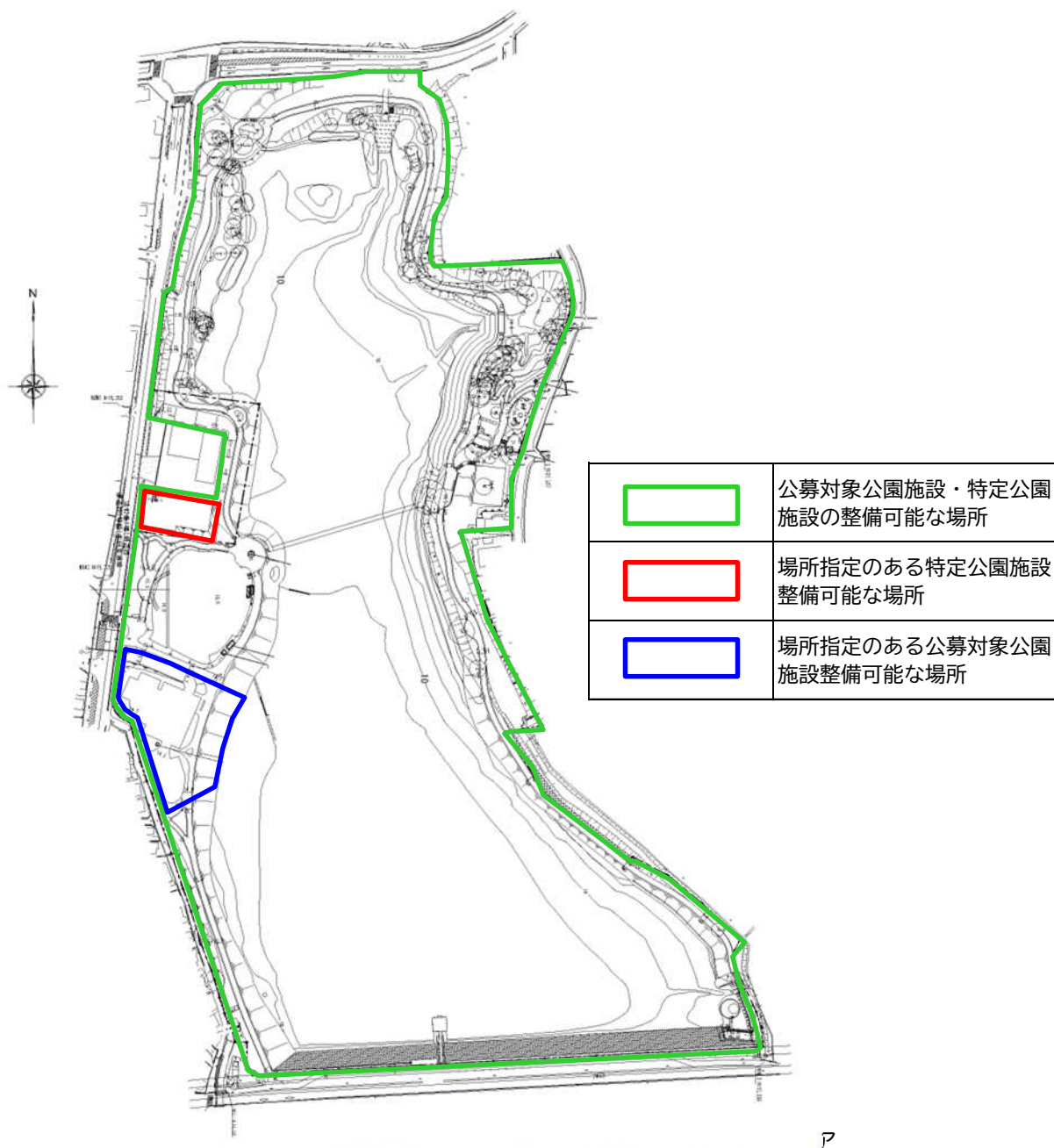
No.	施設名	設置年
1	鋼製複合遊具	平成27年
2	2連ブランコ	平成27年
3	滑り台	平成27年
4	ネット渡り	平成27年
5	ロッキング遊具 (ウマ)	平成27年

(4) 事業範囲

事業者には、七本木池公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ア 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- イ 特定公園施設の設計業務
- ウ 特定公園施設の建設業務
- エ 特定公園施設の譲渡業務
- オ 利便増進施設の設置及び管理運営業務

公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の設置可能な範囲は、整備に関する条件を前提としたうえで、公園全体とします。公募対象公園施設及び一部の特定公園施設については、指定された場所に整備してください。指定場所等は、図5「公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア」をご覧ください。ただし、池の法面を活用する場合は、公園利用者の園路の通行に支障のない計画としてください。



費用負担及び役割分担は表9のとおりとします。

表9 費用負担及び役割分担

項目		公募対象公園施設	利便増進施設	特定公園施設
設計・整備工事	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者と本市
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて整備 工事中は都市公園占用許可	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて整備 工事中は都市公園占用許可	公園施設譲渡契約により認定計画提出者が整備したものを本市へ譲渡
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	本市
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	本市
	財産管理	認定計画提出者	認定計画提出者	本市
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営	認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて管理運営	直営による管理運営を実施

(5) 事業の流れ

ア 公募設置等予定者の選定

本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

イ 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

ウ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、本市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

エ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。整備工事期間中は、都市公園法第6条に基づく公園占用許可を与えます。供用開始に伴い、都市公園法第5条に基づく公園施設の管理許可を与えます。

なお、公募設置等計画に基づく工事中は、都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受

けるものとします。

オ 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が費用を負担し当該特定公園施設を取得します。

カ 利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

(6) 事業期間

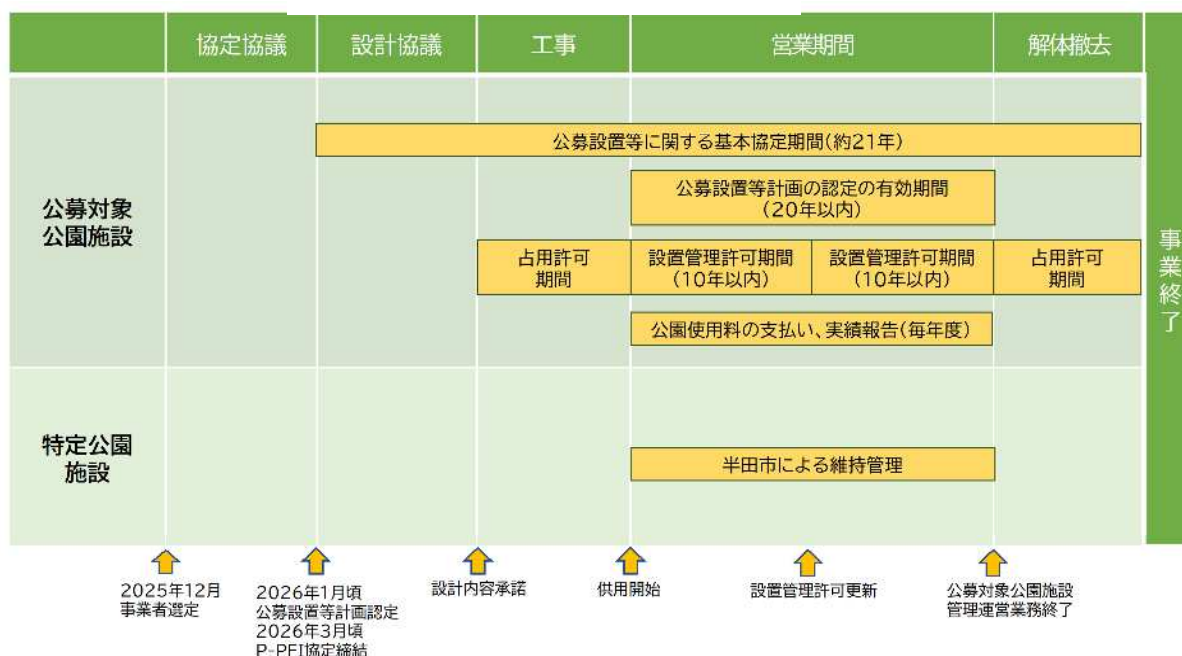
公募設置等計画の認定の有効期間は2027年（令和9年）の4月から2047年（令和29年3月末）までとします。

公募対象公園施設の設置管理許可期間は、2027年（令和9年）の4月から2037年（令和19年3月末）までの10年間とします。ただし、当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は、上記認定の有効期間2047年（令和29年）3月末まで許可を与えることとします。

なお、公募対象公園施設の整備工事、撤去原状回復の期間は設置管理許可期間には含まず、都市公園法第6条に基づく都市公園占用許可を受けるものとします。

※上記事業期間は、あくまで予定であり、各種調整状況により前後します

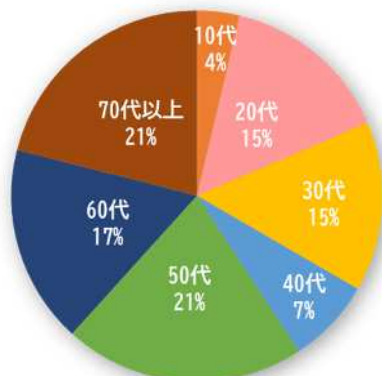
表10 事業スケジュール（予定）



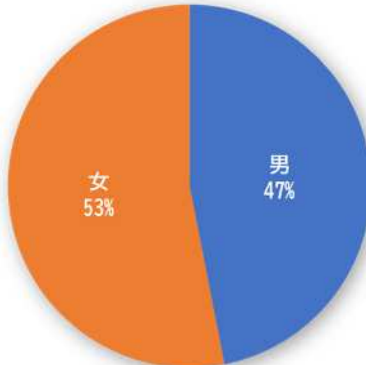
(7) 公園利用者アンケート

七本木池公園において、令和7年5月18日（土）、21日（水）に公園利用者83人を対象に対面アンケート調査を実施しました。その結果、以下の傾向が得られました。

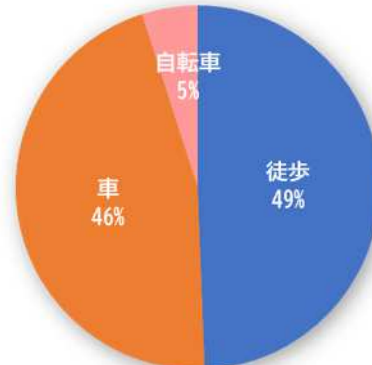
Q.1 年齢



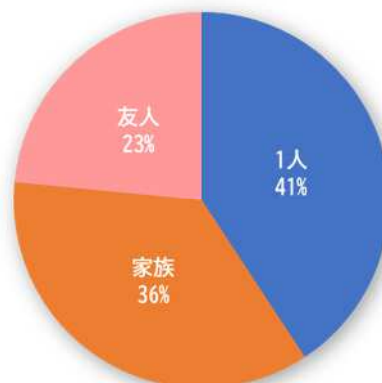
Q.2 性別



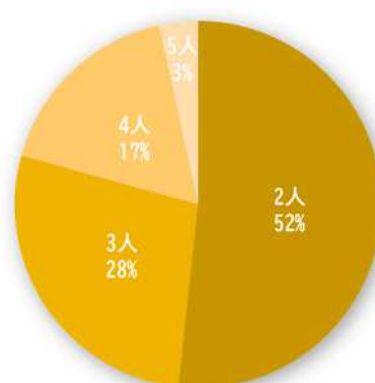
Q.3 来園手段



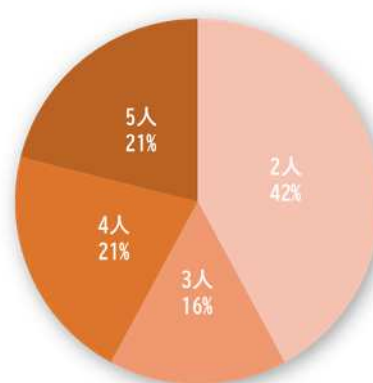
Q.4 誰と来ましたか



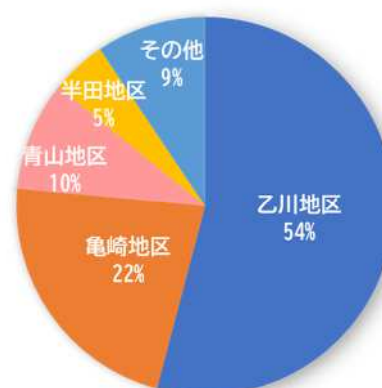
家族は何人で来ましたか



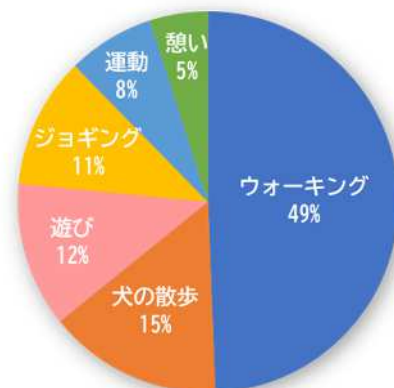
友人は何人で来ましたか



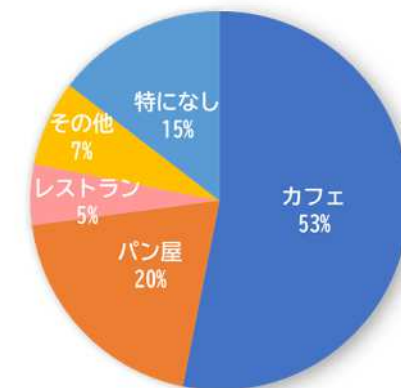
Q.5 どこから来ましたか



Q.6 公園に来た目的は何ですか



Q.7 あったら良いと思う店は何か



- 主な利用者層は 60 代を中心とした中高年層であり、徒歩や自家用車により来園する近隣住民が多く、乙川地区からの利用が最も多くなっています。(平日の夕方には、平地公園を中心に学校の終わった小中学生が遊ぶ姿もみられます。)
- 利用目的はウォーキングやジョギングなど健康志向の活動が多く、単独での利用が最多となっています。次いで、家族での来園も一定数見られました。
- 飲食施設については、気軽に立ち寄れるカフェを望む声が非常に多く、軽食や飲み物の提供を求めるニーズが高いことが分かりました。パン屋を求める意見も一部ありましたが、レストランを希望する声は少数にとどまりました。
- 公園に「あると良い施設」としては、日かげとなる東屋や屋根付きベンチ、木陰の整備に加え、子ども向け遊具や健康器具等の設置を望む声が上がっています。
- このような結果を踏まえ、今後の公園利用の促進や地域住民の満足度向上を図るうえで、中高年層や家族連れが気軽に立ち寄ることのできる軽飲食店の設置が有効であると考えられます。

2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類

必ず提案していただく必須提案施設と、民間事業者の意思で提案していただくことができる任意提案施設があります。

ア 必須提案施設

軽飲食を提供する飲食店等の便益施設を提案してください。

(公募設置等指針 1 (4) 事業範囲「図 5 公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア」内の「場所指定のある公募対象公園施設整備可能な場所」に設置していただきます)

イ 任意提案施設

近隣住民の健康増進の場となる運動施設や、賑わいの創出、公園利用者の利便性の向上に資する公園施設を提案してください。

※公募対象公園施設の必須提案施設と一体的な建物として整備することも可能です。

(2) 整備に関する条件

下記条件に基づいて設置してください。

ア 公募対象公園施設は、七本木池の自然環境や周囲の景観と調和し、心地よい時間を過ごせる環境づくり(眺望や池を活かした席配置など)に配慮してください。池周囲の園路でジョギングやウォーキングを楽しむ利用者の増加が見込まれる施設を提案してください。

イ 公園利用者や地域住民を主な対象とし、ジョギングやウォーキングを楽しむ人のほか高齢者、単独来園者でも利用しやすい店舗形態(カフェ・ベーカリー・軽飲食)、商品メニュー、金額としてください。

ウ 飲食店のみを利用する客だけでなく、公園利用者も休憩に利用できるだけの十分な席数を確保してください。

エ 当該地域が第一種低層住居専用地域であることを考慮し、東側の閑静な住宅街に配慮した施設を提案してください。夜間営業を想定する場合は、過度な照明や音響を避け、周辺環境への影響を最小限に抑えてください。

オ 七本木池公園は、第一種低層住居専用地域であることから、特別用途地区を指定し、建物用途の緩和を行います。緩和内容は、「半田市特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例（案）※」に定めるものを上限とします。また、既存の公園施設、本事業で提案する公募対象公園施設及び特定公園施設を含めて、都市公園法上の建蔽率を超えない範囲内で提案をしてください。

※条例による、緩和内容は、「飲食店（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項第 7 号に規定する飲食店をいう。）で床面積の合計が 500 ㎡以内かつ 2 階以下のもの」を予定しています。

カ 七本木池公園の良好な自然景観との視線・導線を考慮するとともに圧迫感の少ない建物とし、以下の条件で提案してください。

- 1) 導入施設の色彩、意匠は、半田市ふるさと景観条例に基づくとともに、公園及びその周辺の景観に調和したものとしてください。
- 2) 賑わいの創出と池を中心とした自然との調和を考慮し、壁面・屋根・建具・看板などの外観の色は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用してください。

（8. 資料編 ■色彩基準参照）

- ・ R（赤）、Y R（橙）及び Y（黄）の色相は、彩度 4 以下
- ・ 上記以外の色相は、彩度 2 以下

※自然素材を着色せずに使用する場合は、別表の色彩基準は適用しない。

- 3) 施設の周辺には景観を阻害するものの設置は控えてください。
- 4) 室外機や設備機器など施設外部に設置する設備は目立たない位置にするなど、景観に配慮してください。
- 5) 看板を設置する場合は、色、個数、大きさ等について過度にならない計画としてください。
- 6) 芝生広場の魅力を損なわない提案にしてください。
- 7) 工事などで既存の樹木や植栽をやむなく撤去する場合は、新たな樹木や植栽を導入してください。

キ 公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、また既存施設の立地や配置等を考慮した動線を確保してください。池にデッキを設けるなどの提案も可としますが、散策路利用者の支障とならないよう配慮した計画としてください。

ク 七本木池公園の魅力向上を図り、賑わいの向上や集客につながる提案にしてください。

ケ 公園利用者へのサービス向上だけでなく、地域全体の魅力向上や活性化に資するものとしてください。

コ 景観に配慮し、公募対象公園施設に付随した植栽等の提案も可能とします。

サ 必須提案施設である軽飲食店を、公募設置等指針 1（4）事業範囲「図 5 公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア」内の「場所指定のある公募対象公園施設整備可能な場所」に設置していただきますが、その際、来店者用の駐車場を確保してください。

シ 既存の駐車場に、場所指定のある公募対象公園施設を設置していただきますが、設置後に

公園利用者用の駐車場を 45 台（うち障がい者用駐車場 2 台）以上確保するようにしてください。なお、障がい者用駐車場は、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和 4 年 3 月国土交通省）を遵守するとともに、市が指定する「おもいやり駐車場」の案内を表示してください。

表 11 整備前後の駐車台数

	現況の駐車台数	整備後の駐車台数
公園利用者駐車場（西側）	62 台	45 台以上
〃（特定公園施設）	—	34 台以上
店舗利用者駐車場（公募対象公園施設）	—	店舗に必要な台数
公園利用者駐車場（東側）	7 台	26 台（予定）

ス 公募対象公園施設来客者用の駐車場は、公園利用者用の駐車場と別に確保していただきますが、公園利用者用駐車場と公募対象公園施設用の駐車場は、共通の出入口を用いる設計としてください。

セ 施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設は、認定計画提出者の負担にて整備してください。また、インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行う際は、各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。

ソ 公募対象公園施設のインフラは、既存施設や特定公園施設とは独立して設けることを基本としますが、既存施設や特定公園施設のインフラから接続しても支障がない場合は、市と協議のうえ、接続することができるものとします。その場合は、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用料を区分できるようにしてください。

タ 公募対象公園施設は建築基準法、都市公園法、消防法、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物としてください。また、半田市ふるさと景観条例に基づく届出を始め、関係機関等との協議や届出、検査など必要な手続きは遅滞なく行ってください。

チ 公募対象公園施設は、ユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和 4 年 3 月国土交通省）を遵守してください。

ツ 建築確認申請、その他整備のために必要となる関係機関との協議や届出、検査など必要となる手続きは、認定計画提出者の負担により実施してください。

テ 営業期間終了日以降、（設置管理許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）公募対象公園施設を撤去し、原状回復して本市に返還していただきます。ただし、事業期間終了後においても、七本木池公園の利用者の利便性向上に資すると本市が認める場合は、設置管理許可を更新できるものとします。

ト 建築物建設予定位置における地質調査を必要に応じて実施してください。

ナ 公募対象公園施設の設置管理、運営については、周辺住民や自然環境に配慮し、特定の利用者に限定される施設や騒音・悪臭・光害の発生等により周辺住民に迷惑をかけることのないようにしてください。

ニ 公募対象公園施設の営業時間は、公園駐車場の開門時間内を基本としてください。

駐車場開門時間：7：00～21：00

ただし、公募対象公園施設の運営上、上記時間内の営業が適さない場合については、開門時間の運用について、市と協議をして整った場合は、駐車場の開門時間を 22:00 まで延長できるものとします。

(3) 公募対象公園施設に関する使用料の最低額

認定計画提出者は、提案する施設の面積に対して、自ら提案した使用料単価を乗じた額を、設置許可使用料として本市に支払っていただきます。使用料単価の最低額は以下の金額を参考に提案してください。

なお、事業の中途において、条例等の改正により使用料の額が改定され、認定公募設置等計画に記載された使用料の額が、条例等で定める使用料の額を下回ることになった場合は、条例等で定める使用料の額を適用するものとします。

また、半田市都市公園条例に基づき、インフラ（上下水道、電気、ガス等）施設に対して使用料が発生しますので、ご承知おきください。

表 12 使用料の下限

公募対象公園施設の使用料の下限	2,840 円／㎡年 以上
-----------------	---------------

(4) 公募対象公園施設の毎年の収支報告

公募対象公園施設については、本市に毎年の収支報告をしてください。

3. 特定公園施設等の設置等に係る事項

(1) 特定公園施設の種類

必ず提案していただく必須提案施設と、民間事業者の意思で提案していただける任意提案施設があります。特定公園施設は、建設後に本市に譲渡していただき、認定計画提出者が管理運営を行います。設置が可能な場所は、公募設置等指針1(4)事業範囲「図5 公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア」内とします。

ア 必須提案施設

- ・【便益施設】駐車場（新設）
- ・【管理施設】詰所及び倉庫（新設）

※管理施設は、公募対象公園施設と一体的な建物として整備することも可能です。

イ 任意提案施設

- ・賑わいの創出に資する施設（新設）
- ・ウォーキングを促す施設や健康遊具（新設）
- ・【便益施設】駐車場（改修）

(2) 整備に関する条件（共通事項）

ア 公募対象公園施設等の設置等に係る事項(2)整備に関する条件のオの条件に基づいて提案してください。

イ 維持管理に配慮した施設としてください。

ウ 施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設の引き込み等を行う際、各インフラ管理者との協議は、認定計画提出者が行ってください。

エ 特定公園施設は、建築基準法、都市公園法、消防法、その他関係法令の規定に適合させてください。また、半田市ふるさと景観条例に基づく届出を始め、関係機関等との協議や届出、検査など必要な手続きは遅滞なく行ってください。

オ 特定公園施設はユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月国土交通省）を遵守してください。

カ 建築確認申請、その他整備のために必要となる関係機関との協議や届出、検査など必要となる手続きは、認定計画提出者の負担により実施してください。

キ 特定公園施設の設計及び建設業務においては、本市の完了検査を受ける必要があります。

ク 本事業に際して、特定公園施設の整備費用のうち、本市が負担する額に対しては「官民連携型賑わい拠点創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用して国からの支援を受けることとしておりますので、工事費内訳の資料等、申請に必要な資料を提出してください。

ケ 特定公園施設の整備に際しては、公的基準等に従って施工してください。

コ 必須・任意の特定公園施設の設置については、周辺住民や自然環境に配慮してください。

サ 園内に植樹されている記念樹をやむを得ず撤去する場合は別の場所へ移植してください。

完全に撤去することが必要な場合は、本市と協議のうえ決定することとします。

シ 上記に定めのない場合は、本市と協議のうえ、適切な施工としてください。

(3) 特定公園施設の建設について【必須提案施設】

ア 駐車場

- 1) 公募設置等指針1(4)事業範囲「図5 公募対象公園施設・特定公園施設の整備可能エリア」内の「場所指定のある特定公園施設整備可能な場所」に設置していただく駐車場は、南と東に土留め擁壁を設置し、駐車場を34台以上設置してください。併せて、車止めも設置してください。土留め擁壁は、無機質なものとならないよう、公園利用者が楽しめるようなものを提案してください。
- 2) 歩行者が駐車場から園路にアクセスできるようにしてください。
- 3) 駐車場の出入口には、夜間駐車を防止するため、南京錠で管理できる車止めを設置してください。
- 4) 駐車場の舗装は、排水対策を考慮した材料を使用してください。

イ 詰所

- 1) 七本木池公園で、草刈等を行う維持管理者が休憩できる施設にしてください。暑い時期や寒い時期も活用しますので、エアコン等で空調管理できるようにしてください。
- 2) 維持管理者が2名程度休息できるものにしてください。

ウ 倉庫

- 1) 七本木池公園の維持管理に必要な倉庫で、少なくとも次のものを収納できるよう整備してください。
 - (a) 乗用草刈機【1810×990×870 (L×W×H: mm)】
 - (b) 肩掛草刈機(2機)【1770×596×434 (L×W×H: mm)】
 - (c) 手押し芝刈機【1490×460×1020 (L×W×H: mm)】
 - (d) アルミブリッジ【1800×250 (L×W: mm)】
 - (e) ブロワー【950×167×297 (L×W×H: mm)】
 - (f) 草刈に必要な装備
(雨ガッパ、保護メガネ、ヘルメット、長靴、作業靴、作業用手袋等)【2セット】
 - (g) フレコンバッグ
- 2) 倉庫は詰所と一体的な建物として整備することも可能です。
- 3) 七本木池公園の維持管理に使用する備品等を保管するため、セキュリティ対策としてシャッター付きのものにしてください
- 4) 設置場所は、七本木池公園の維持管理作業(草刈、芝刈等)の効率性を考慮して提案してください。

(4) 特定公園施設の建設について【任意提案施設】

ア 賑わいの創出に資する施設

施設を提案する場合は、芝生広場や七本木池等の自然環境の魅力を損なわないように配置やデザインを検討してください。

イ ウォーキングを促す施設や健康遊具

ウォーキングコースを提案する場合は、既存の園路を活用してください。新たな園路の整備は不可とします。既存の園路を活用する場合は、距離表示の設置等、利用者の活用が促進されるような工夫をしてください。

ウ 公募対象公園施設設置に伴う駐車場の整備

公募対象公園施設の設置に伴い、公園利用者の駐車場を 45 台以上確保するために、駐車場出入口の再配置や駐車場枠の再配置をする場合は、提案してください。

(5) 市による特定公園施設の整備費用の負担

本市が負担する費用の上限額は次のとおりとします。

表 13 特定公園施設の整備費用負担

特定公園施設の種類	特定公園施設の整備内容	本市の費用負担
必須提案施設	・ 駐車場、詰所、倉庫	費用の 9 割未満で、上限額 40,073 千円（総額） （消費税及び地方消費税を含む）
任意提案施設	・ 賑わいの創出に資する施設 ・ ウォーキングを促す施設や健康遊具 ・ 公募対象公園施設設置に伴う駐車場の整備	

※当該事業の令和 8 年度予算が成立しなかった場合は、本公募を中止し、公募設置等予定者の選定後においても手続きを中止・解除することがあります。

※本市の負担額は、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事内容の内訳を提出いただき、本市が金額を精査確認したうえで、本市と認定計画提出者で協議し、決定します。

※工事に際しての工事管理業務を含むこととします。

※上記金額には建築確認申請を含む各種許認可申請にかかる費用も含むものとします。

4. 利便増進施設の設置に関する事項

(1) 看板又は広告塔の設置

公募対象公園施設の整備可能エリア周辺において、任意提案により利便増進施設として、収益性の向上のために必要と認められる看板又は広告塔の設置が可能です。

地域に関する情報や広告と併せて、自家用広告及び一般広告を掲出することも可能であり、その広告料は認定計画提出者の収入とすることができます。

公園区域内にあることを鑑み、色彩、意匠、配置は周辺の景観を阻害するものは控えてください。愛知県屋外広告物条例（昭和 39 年条例第 56 号）には留意してください。

(2) 利便増進施設を設置する場合の占用料

看板等の設置にあたっては、都市公園占用許可を受け、条例による金額を本市に納入していただきます。令和 7 年度においては次に示す金額になりますが、条例改正により金額が変更となる

場合があります。

表 14 占用料

占用料（表示面積 1 ㎡あたり）	2,200 円／年
------------------	-----------

5. 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

公募対象公園施設内及び利便増進施設内について、認定計画提出者の負担で清掃、草刈等の日常的な維持管理を実施する範囲及び維持管理の内容について提案してください。

6. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

ア 応募の制限

次に該当する法人等は応募者となることができません。またグループで応募する際の構成法人となることもできません。

また、応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人。
- 2) 本指針に基づく申請関係書類の提出から七本木池公園Park-PFI特定公園施設譲渡契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱（昭和58年1月11日施行）の規定に基づく指名停止の措置を受けている者。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。（ただし、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- 4) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- 5) 国税（消費税及び地方消費税を含む）、都道府県税及び市町村税の滞納がある者。
- 6) 選定委員会委員が法人の主宰、役員又は顧問を務めている法人。

イ 応募者の資格

- 1) 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- 2) グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- 3) 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- 4) 特定公園施設の建設業務を実施する法人は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築一式工事及び土木一式工事につき建設業の許可を受けている者で、令和6・7年度の半田市入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されていることとします。また、半田市内に本店、支店又は営業所登録を有する者で、当該支店又は営業所に

契約締結の権限を委任された代理人を置いている者が建設業務を実施することが望ましいとします。

- 5) 公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていて、かつ過去10年以内に公園、広場又は商業施設の設計・監理実績を備えることとします。
- 6) 公募対象公園施設について、管理・運営業務を実施する法人を定めてください。当該法人は、公募対象公園施設の管理・運営について、提案内容と同種の形態で営業している、又は過去10年以内に提案内容と類似した形態で営業した実績があることとします。なお、提案する公募対象公園施設の種類の複数ある場合は、各公募対象公園施設の種類のについて同様の実績が必要です。実績については、フランチャイズ等により提携予定の法人における実績を含めることができるものとします。（提携等を証明する書類を提出可能であること。）
- 7) 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

ウ 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- 1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合。
- 2) 本市職員に接触（説明会等、正当な行為を除く）をした場合。
- 3) 選定を有利にするために、本件選定委員会委員に接触した場合。
- 4) 提案にあたり、著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合。
- 5) その他、不正行為があった場合。

エ その他

- 1) 募集の概況、審査結果について、全ての申請者に公表します。ただし、半田市情報公開条例（昭和61年条例第6号）第6条第1項第2号に規定する事業者に関する情報を保護する観点から、選定された者以外の申請者名は公表しません。
- 2) 提出された書類等は返却しません。
- 3) 提出期限後、申請書類その他の提出された書類の変更は、原則認められません。
- 4) 応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定委員会等で必要な場合には、応募書類の内容を応募者に断ることなく無償で利用できるものとします
- 5) 申請に関し必要な費用は、申請者の負担とします。
- 6) 代表法人又は構成法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

(2) 設置又は管理の許可

本市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定計画提出者は、工事着手前に占用許可を得る必要があります。また公募対象公園施設開設

前に公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。設置管理許可期間には、公募対象公園施設の建設に係る期間や事業終了前の解体・撤去期間は含まないものとし、工事期間中は占用許可において占用料を支払うこととします。

なお、公募設置等計画の認定にあたっては、選定委員会からの意見や要望事項等を踏まえ、必要に応じ、本市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

※工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設を設置する場合は1㎡あたり220円（月額）の占用料を本市に支払っていただきます。

（３）提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

参考資料１：公園平面図

参考資料２：電気設備計画平面図

参考資料３：污水設備平面計画図

参考資料４：給水設備平面計画図

（４）事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合、都市公園法第５条の８に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得て、別の民間事業者事業を承継させるか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

７．公募の手続きに関する事項等

（１）日程

公募設置等指針の公開	令和７年	７月１日（火）～令和７年１０月１５日（水）	
募集説明会申込期限	令和７年	７月１４日（月）１７時まで	
募集説明会	令和７年	７月１６日（水）１５時～	
質問書受付	令和７年	７月１７日（木）～令和７年７月３１日（木）	
質問書回答	令和７年	８月１５日（金）までに回答	
公募設置等計画の受付	令和７年	８月１日（金）～令和７年１０月１５日（水）	
プレゼンテーション	令和７年	１１月１３日（木）	
公募設置等予定者等の通知	令和７年	１２月上旬	
公募設置等計画の認定	令和８年	２月頃	
基本協定締結	令和８年	３月頃	
設計協議	令和８年	３月頃～令和８年６月頃	※各種調整状況により前後します
占用許可申請	令和８年	６月頃	※各種調整状況により前後します
認定計画提出者による工事	令和８年	６月頃～令和９年３月頃	※各種調整状況により前後します

（２）応募手続き

ア 公募設置等指針の公開

公募設置等指針については、本市公式ウェブサイトにおいて公開します。

期間：令和7年7月1日（火）～令和7年10月15日（水）

イ 募集説明会

募集説明会を以下のとおり開催します。事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。（オンラインでの参加も可能です。）

説明会では、公募設置等指針及び様式等については配布しませんので、各自にて半田市のホームページよりダウンロードしてください。

なお、説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能であり、審査においても不利になることはありません。（ただし、応募登録は必要です。）

使用様式：様式A「募集説明会参加申込書」

申込期限：令和7年7月14日（月）17時15分まで

申込方法：郵送、電子メール、FAX又は直接参加申込書を持参。

アドレス：kouen@city.handa.lg.jp

電話：0569-84-0665／FAX：0569-23-6061

申込先：半田市建設部都市計画課

開催日時：令和7年7月16日（水）15時～

開催場所：半田市役所 庁議室

参加人数：1社あたり3名まで

ウ 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式B「質問書」

受付期間：令和7年7月17日（木）～令和7年7月31日（木）まで

提出方法：電子メール

※件名は「七本木池公園質問」と記載してください。

アドレス：kouen@city.handa.lg.jp

提出先：半田市建設部都市計画課

回答日：令和7年8月15日（金）までに回答

回答方法：上記回答日までに、説明会に参加したすべての団体に電子メールにて回答及び半田市ホームページに掲載。

エ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。

なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」のとおりに（指定のない場合は任意様式）

受付期間：令和7年8月1日（金）～令和7年10月15日（水）17時15分必着

受付場所：半田市建設部都市計画課

提出方法：窓口へ持参もしくは郵送（簡易書留で受付期間内必着）

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・公募設置等計画等の提出は、1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- ・公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・必要に応じて関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・公募設置等計画はA4判左綴じとし、ページを付して様式8-1～8-5で指定された枚数以内でカラー印刷して提出してください。正本1部、副本9部、テキスト情報を含んだ電子データ（CDR1部を提出してください）。
- ・提出書類は全てファイルに綴り、関係書類一覧表の項目ごとにインデックスをつけてください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。特に主な整備がされる箇所のイメージパースは、計画が認定された際、オープン前の広報にも使用できるようなものを提出してください
- ・公募設置等計画等関係書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式C）を提出してください。

表 15 提出書類リスト

提出書類	様式
1. 応募登録申込書	様式 1
2. 誓約書	様式 2
3. 委任状	様式 3
4. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）	—
（1）定款又は寄付行為の写し	—
（2）法人登記簿謄本	—
（3）役員名簿	様式 4
（4）法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。	—
（5）財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	—

(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	—
(7) 財務状況表	様式 5
(8) 法人概要書	様式 6
6. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）	—
(1) 提案した公募対象公園施設と類似した形態での営業実績を証する書類	様式 7
(2) 建設業許可通知書の写し	—
7. 公募設置等計画	—
表紙	様式 8-1
(1) 事業の概要（全体計画）	様式 8-2
①事業の実施方針	
②事業実施体制	
③緊急時の対応	
④施設の配置計画	
⑤スケジュール等	
(2) 公募対象公園施設に関する計画	様式 8-3
①施設の概要	
②集客数・売上額の根拠	
③整備計画	
④管理運営計画	
⑤図面（イメージパース、各階平面図、立面図、断面図）	
(3) 特定公園施設の建設に関する事項	様式 8-4
①施設の概要	
②整備計画	
③図面（イメージパース、平面図等）	様式 8-5
(4) 利便増進施設の設置に関する事項	
①施設整備の概要	
②施設整備の考え方	
③管理に要する費用、広告掲載料	
④図面等（表示方法、構造、表示面積、平面図、立面図など※）	
(5) 資金計画及び収支計画	様式 9
(6) 価格提案書（公募対象公園施設）	様式 10

(3) 事務局

半田市建設部都市計画課公園緑地担当

住所：愛知県半田市東洋町2丁目1番地

電話：0569-84-0665／FAX：0569-23-6061

メールアドレス：kouen@city.handa.lg.jp

(4) 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め、すべての事務取扱は、9時から正午まで及び13時から17時15分までとします。

(5) 審査方法等

以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

1) 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

2) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

3) 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

(a) 公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること

(b) 記載すべき事項が示されていること

(c) 認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

4) 経営状況について審査

財務諸表を参考に、安定して管理運営が行える経営状況かを審査します。

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案については「七本木池公園公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーション（パワーポイント使用可）を実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者として3社を選定します。

(6) 選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。

なお、委員5人の合計点（500点満点）が350点に満たなかった公募設置等計画は、設置等予定者等の選定の対象外とします。

選定委員会の委員は表16のとおりです。

表 16 選定委員会委員

役職等	氏名	所属等
委員長	瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
委員	今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー 学長
委員	高北 幸矢	清須市はるひ美術館 館長
委員	近藤 一夫	近藤一夫税理士事務所
委員	山本 卓美	半田市副市長

(敬称略)

ア 評価の基準

本市は、提出された公募設置等計画について、次に示す七本木池公園 Park-PFI 事業評価基準の評価項目に沿って評価を行います。

表 17 評価の基準

評価項目		評価内容		配点	対応様式
1	実施方針	(1)	・実施方針は、七本木池の自然を活かしたものになっているか	10	8-2
2	実施体制	(1)	・公募対象公園施設内における清掃等の日常管理、防犯措置や防火措置といった安全対策及び緊急時などの管理計画が優れているか。 ・事業者が負担すべき事業遂行上のリスクの認識と対応方針が優れているか。	10	8-2
		(2)	・公募対象公園施設の経営計画は妥当か。	10	9
		(3)	・応募者が営んでいる事業について、財務状況等は健全か。	10	5
		(4)	・特定公園施設の建設業務を実施する法人が地元の企業であるか。	5	8-2
3	施設の魅力度	(1)	・公募対象公園施設は、七本木池公園の特性を踏まえ、池周囲の園路でジョギングやウォーキングを楽しむ利用者を含め多様な利用者による賑わいの場として、魅力のある施設となっているか。 ・公募対象公園施設は、公園利用者の利便性向上に資する飲食施設の提案となっているか。 ・特定公園施設は、公園利用者の快適性が向上する施設となっているか。 ・特定公園施設は、市が管理しやすい施設となっているか。	30	8-3 8-4

		(2)	・ 提案施設は、公園の景観に配慮したデザインとなっているか。 ・ 提案施設は、ユニバーサルデザインに配慮された施設となっているか。	15	8-3 8-4
4	価額評価	(1)	・ 公募対象公園施設の使用料の単価は優れているか。 (提案使用料／最高提案使用料) × 6	6	10
		(2)	・ 特定公園施設の整備に要する費用の内、応募者の負担割合は優れているか。 (提案負担割合／最高提案負担割合) × 4	4	
合計				100	

イ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は本市ウェブサイトで公表します。

ウ 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針公開日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(7) 公募設置等予定者等の決定

本市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。本市が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(8) 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

(9) 契約の締結等

ア 基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

イ 占用許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の占用許可を得る必要があります。

ウ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

(10) リスク分担等

事業の実施における主なリスクについては、次の負担区分とします、なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

表 18 公募対象公園施設のリスク分担

項目	内容	負担者	
		本市	認定計画提出者
物価変動	設置等予定者決定後の物価変動リスク		○
金利変動	設置予定者決定後の金利の変動		○
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に直接影響を及ぼす法令変更		○
	当該事業にかかわらず認定計画提出者に影響を及ぼす法令変更（最低賃金等）		○
施設修繕等	認定計画提出者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償。		○
	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕		○
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は認定計画提出者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人的な現象等に伴う業務の変更、中止、延期、臨時休業。		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の業務法規・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継費用の負担		○
債務履行	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		○

損害賠償	施設、機械等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	公園施設の管理業務に関して市の指示による一時的な休業等に伴う運営リスク		○
第三者賠償	認定計画提出者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、認定計画提出者が負うべき責任のない第三者への損害賠償		○

表 19 特定公園施設のリスク分担

項目	内容	負担者	
		本市	認定計画提出者
物価変動	設置等予定者決定後の物価変動リスク		○
金利変動	設置予定者決定後の金利の変動		○
法令変更	認定計画提出者が行う整備に直接影響を及ぼす法令変更		○
仕様変更	仕様の変更による経費増加に関するもの。		○
施設修繕等	認定計画提出者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償。		○
	引き渡し以降における経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する修繕	○	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は認定計画提出者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人的な現象等に伴う業務の変更、中止、延期。		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の業務法規・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
債務履行	引き渡し時の施設不備		○
損害賠償	施設、機械等の不備による事項		○

	引き渡し以降における施設管理上の瑕疵による事項	○	
第三者賠償	認定計画提出者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、認定計画提出者が負うべき責任のない第三者への損害賠償		○

(11) 法規制等

ア 提案内容は、都市公園法、半田市都市公園条例、半田市都市公園条例施行規則、建築基準法、消防法、半田市ふるさと景観条例その他各種関係法令等を遵守してください。

イ 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。

8. 資料編

■用語の定義

P-PFI	- 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 - 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 ＜P-PFI のイメージ＞  <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td></td><td style="text-align: center;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td><td style="text-align: center;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td></tr><tr><td style="text-align: center;">従前</td><td style="text-align: center;">民間資金</td><td style="text-align: center;">公的資金</td></tr><tr><td style="text-align: center;">新制度</td><td style="text-align: center;">民間資金</td><td style="text-align: center;">収益を充当 公的資金</td></tr></table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等									
特定公園施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。									
利便増進施設	都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。									
公募設置等指針	P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。									

公募設置等計画	・ 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	・ 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	・ 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

■色彩基準

青色の枠内が基準の範囲

